

一復第一一七五編

第一復員官署及世話課長へ通知

遺骨傳達の際の経費について

昭和二十二年六月十日

第一復員局文書課長

首題について七月一日以降左記のとおり改めることに定められたか
ら命により通知する

記

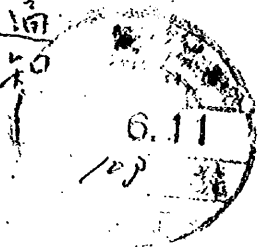
一 一復第六五六編（遺骨傳達の際の経費に就て）中

イ 本文中央二行中央二項及び中央三行を削る

ロ 本文第四行を中央三行とする

ハ 附表中央二行の次に「三 本文中央二行の遺骨保護送旅費

は前二行の合計額に加へ一柱に付三口内の範囲内に於て
地方廳の足めるところにより支拂することを要する」



0951

を挿入

三 附表第九三編を第九四編とする

二 一復第九七三編別冊一般會計歳入歳出科目表附解説中

雑費(目) 死没者給與費(九節)の欄を

九節	九節	九節	九節	九節
死没者給與費	遺族出頭雑費	復第九七三編別冊一般會計歳入歳出科目表附解説中	死没者給與費(九節)の欄を	雑費(目)
遺族出頭雑費	復第九七三編別冊一般會計歳入歳出科目表附解説中	死没者給與費(九節)の欄を	雑費(目)	雑費(目)
遺族出頭雑費	復第九七三編別冊一般會計歳入歳出科目表附解説中	死没者給與費(九節)の欄を	雑費(目)	雑費(目)
遺族出頭雑費	復第九七三編別冊一般會計歳入歳出科目表附解説中	死没者給與費(九節)の欄を	雑費(目)	雑費(目)

に改め

右の細目には前渡資金受取計算書目には区分掲上するものとする

0952

経途第九八號

後貸官署一般及び共誌課

前渡資金支払計算書の証書書類の代用について

昭和二十二年六月十三日

第二後貸局経理部長

首題の件に關し會計検査役の承認を基次の通り定めらるる通り通牒す。

花 記

諸給英金を郵便振替貯金に於て送金支拂をした場合は各人毎に支給内訳を記載した
去納官吏の支拂証書に郵便振替貯金受領票同振替票並に振替貯金掛当内訳
票を添付して計算證明規則第四十條の証書に代用すことを得。
留守宅渡金補給金で給英原法を備付け各人毎の支給を明瞭ならしめてあるものは支拂
証書に受領者の階級別人負金額を記載し所屬長官が給英原法と対照し正当に支拂
せしむることを與書証印して前項の各人毎の支給内訳記載を省略すことを得。

0953